

改正

令和4年3月31日規則第14号

佐々町犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐々町犯罪被害者等支援条例（令和2年佐々町条例第5号）第7条第2項の規定に基づき支給する佐々町犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたものをいう。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（第5条の規定による第一順位の遺族（当該犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有する者に限る。））
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有する者に限る。）
- (3) 遺族見舞金の支給を受けるべき第一順位の遺族が2人以上あるときは、それらの者のうち、町長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子の母が犯罪被害者の死亡の時ににおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合は同項第2号に掲げる子と、その他の場合は同項第3号に掲げる子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(支給の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判

断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

ア 犯罪被害者の死亡診断書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実、及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

イ 犯罪被害者の消滅された住民票又はその写し

ウ 申請をする者の住民票又はその写し

エ 申請をする者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明することができる書類又はその写し

オ 申請をする者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を確認することができる書類

カ 申請をする者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第一順位遺族であることを確認することができる書類

キ 第1順位の遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表受給者選任届（様式第2号）

ク 誓約書（様式第3号）

ケ その他町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

ア 申請をする者が受けた重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ 申請をする者の住民票又はその写し

ウ 誓約書（様式第3号）

エ その他町長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

4 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたこと、その他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第1項又は第2項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、当該申請をすることができる。

(支給の決定等)

第8条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給を決定したときは、見舞金支給決定通知書(様式第5号)により、申請を却下したときは見舞金支給却下通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金の支給決定を受けた者(以下「受給決定者」という。)は、見舞金支給請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 町長は、受給決定者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した見舞金がある場合は、その返還を求めるものとする。

(報告等)

第11条 町長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給決定者に対し、報告を求め調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

佐々町長 様

申請者 住所
 氏名
 被害者との続柄
 電話

遺族見舞金支給申請書

佐々町犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、関係書類を添えて遺族見舞金の支給を申請します。

支給申請金額	300,000円		
犯罪行為が行われた日時	年	月	日 時頃
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為により死亡した者	フリガナ氏名及び生年月日	(年 月 日)	
	犯罪行為が行われた時の住所		
	死亡年月日	年	月 日
犯罪行為による被害の発生状況			
当該犯罪行為に係る重傷病見舞金の支給の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
取扱警察署	警察署		
他の第1順位の遺族	氏名（フリガナ）	犯罪被害者との続柄	住所
備考			

（状況調査に係る同意確認）

私は、この申請に関し必要な事項について、町が警察署等の関係機関に調査を実施することについて、同意します。

氏 名

印

※自署の場合は押印不要

佐々町長 様

（代表受給者）
住所
氏名

遺族見舞金代表受給者選任届

私は、下記の遺族と協議し、遺族見舞金の代表受給者となりましたので、届け出ます。

なお、見舞金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、町に対して異議を申し出ることはありません。

記

（同意者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（同意者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（同意者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（同意者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

※自署の場合は押印不要

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、警察署等に照会することについて承諾します。

記

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐々町長 様

（代表受給者）

住所 _____

氏名 _____ 印

（自署の場合は押印不要）

佐々町長 様

申請者 住所

氏名

被害者との続柄

電話

重傷病見舞金支給申請書

佐々町犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、関係書類を添えて重傷病見舞金の支給を申請します。

支給申請金額	100,000円
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われたときの住所 (現住所と異なる場合のみ記入してください。)	
重傷病の状態	別添診断書のとおり
取扱警察署	警察署
備考	

(状況調査に係る同意確認)

私は、この申請に関し必要な事項について、町が警察署等の関係機関に調査を実施することについて、同意します。

氏名

印

※自署の場合は押印不要

様

見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

支給決定額 円

様

佐々町長



見舞金支給却下通知書

年 月 日付けで申請がありました見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

理 由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐々町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐々町を被告として（訴訟において佐々町を代表する者は佐々町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

佐々町長 様

請求者 住所

氏名 ㊟

電話

見舞金支給請求書

佐々町犯罪被害者等支援条例施行規則第11条の規定により、見舞金の支給を請求します。

請求金額						円
見舞金の種類		<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金				
支払方法	口座振込	フリガナ 口座名義人				
		金融機関名	銀行・信用金庫・協同組合			
	本店 支店					
	種別		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座 番号		